



2023年度 メリーランド大学 ブリッジ・プログラム 給付型奨学生募集要項

更新：2023年7月20日

在福岡アメリカ領事館の助成を受け、アメリカ留学の機会を支援し、将来、長崎県の次世代を担うリーダーとなり得る、グローバルな人材の育成を目的とした『給付型奨学生』の募集期間を延長いたします。

受付期間：2023年8月31日（木）必着

1. 応募条件

2023年度のブリッジ・プログラム就学希望者のうち、以下の要件をすべて満たす方。

①ブリッジ・プログラム修了後の2024年度にアメリカの大学などへの進学を希望する方
②経済的な理由により援助が必要な方
③長崎県内に住民票の住所がある方、または本プログラム提携教育機関に在学中の方
④日本国籍のみを有する方（アメリカ国籍を含む二重国籍者は不可）
⑤在日アメリカ軍の関係者や家族ではない方

①のブリッジ・プログラム修了後の留学先は以下の5つが支援の対象です。

- メリーランド大学を含む、アメリカの大学への進学（学部課程・大学院課程）先での授業料
- ブリッジ・プログラムの第6学期（オプション）の講座の授業料
- アメリカでの語学留学プログラムの参加費（長期・短期、オンラインでの参加も含む）
- アメリカの大学などの高等教育機関が提供するオンライン講座への参加費
- アメリカの大学へ交換留学中に、授業料免除の対象外の講座を受講した場合の授業料
※渡航準備費・渡航費・滞在費（生活費など）は支援の対象外です。

【注意】ブリッジ・プログラムのみの就学希望者は応募対象に含みません。

2. 採用人数および支給予定額

- ① 採用人数 8名
- ② 支給期間 1年6カ月（予定）
- ③ 支給予定額と支給対象

1年目 ブリッジ・プログラムの授業料（第1学期～第5学期）－授業料の50%程度

2年目 大学の授業料や語学プログラムなどの参加費－1,000アメリカドル（上限※）

※2年目の支給額は“1,000アメリカドル”が上限で、1,000アメリカドル以下の場合は実際に掛かった金額の実費を基に支給しますが、1,000アメリカドルを超えた場合、予算の範囲内で上限を引き上げて追加給付をする場合があります。

④ 支給時期（2023年10月支給開始予定）

1年目は必須講座（5講座）のそれぞれの学期で計5回

2年目は授業料や参加費などの支払いを確認出来る書類の提出を受けた後の計1回

※1年目のブリッジ・プログラムの期間は、毎学期修了後に成績表を提出していただき、成績を確認した上で就学の継続が望めない場合は支給を取り止めます。

●給付型の奨学金であるため、返還は不要です。

●支給はアメリカドルではなく、日本円で行います。

●支給する金額は為替レートの変動に関係なく、当事務局で設定するアメリカドル換算のレートで支給します。

●支給方法は支給対象者名義の口座への振込です。

※ただし、海外の銀行、ネットバンク（ネット銀行）、そして、従来からある金融機関でもインターネット支店は振込先に指定できません。

3. 選考方法

書類による選考

※提出書類をもとに、アメリカの大学への修学に意欲があり、経済的理由で援助が必要と認められる方を採用します。応募人数が募集人数を超えた場合は、それぞれの所得状況を確認の上、優先順位を付けて採用者を決定いたします。

4. 提出書類

下記の①～⑤に該当する書類を揃えて「米海軍佐世保基地内大学就学実行委員会事務局」に郵送または直接事務局に提出してください。

①	2023年給付型奨学生願書	・写真添付 ※パスポート用サイズ-無帽・撮影から6カ月以内
②	住民票の写し ※同一生計者の確認のため	下記の4つの記載入り ・続柄 ・本籍 ・筆頭者 ・世帯主名 ※同一生計者ではあるが、応募者本人と一緒に住民票の写しに記載がない方の住民票の写しも併せて提出
③	源泉徴収票（給与所得者） または 確定申告書（控）のコピー （給与所得者以外）	令和5年度（令和4年分）の ※確定申告書は第2表のコピーも添付してください。 ※提出が必要な要件を【参照1】でご確認ください。
④	就学者控除および特別な控除の証明書	この要件に該当し、提出が必要な方を【参照2】でご確認ください。
⑤	上記の提出書類以外の選考上に必要とする書類	③や④の書類の補足説明のための理由などがあり、提出が必要な方を【参照3】でご確認ください。

【参照1】 源泉徴収票または確定申告書（控）のコピーの提出が必要な方は、下記のとおりです。同居・別居を問わず、同一世帯で生計をひとつにしている者の内、家計支持者について書類を提出してください。

家庭（家計）の状況	所得を証明する書類の提出が必要な方
①家計支持者が父母の場合	申込者本人、および父母の両方 ※一人親の場合は申込者と同一生計の父または母
②独立生計者の場合	申込者本人のみ
③家計支持者が本人または配偶者の場合	申込者本人および配偶者の両方
④家計支持者が父母以外の場合	申込者本人、および家計支持者に該当する方

※無職・専業主婦（夫）・被扶養者の方で令和4年に収入がなく確定申告をしていない場合は、令和5年度（令和4年分）の市町村県民税の手続きを行い、市県民税所得課税証明書の発行を受けて、代替りの書類として提出してください。（この証明書は、手続きをされた市町村で6月以降に発行されます。）

【参照2】

同一生計者の中に該当者がいる場合やそれぞれの控除の条件に合う場合は書類を提出してください。

就学者控除	兄弟姉妹がいて、 ・大学 ・短期大学 ・専修学校 ・高等学校 などに在学中の場合	下記のうちのいずれか一つ ・在学証明書（原本） ・学生証のコピー ・生徒手帳のコピー ※学生証と生徒手帳は応募時点で有効であるもの ※小学校・中学校については提出不要です。
障害者等控除	・障害者手帳 ・療育手帳 ・原爆被害者健康手帳、 ・介護保険被保険者証 （要介護4以上） の該当者がいる場合	下記のうちのいずれか一つ ・それぞれの手帳のコピー ・介護保険被保険者証のコピー
長期療養者控除	6カ月以上療養が必要な者がいる場合	・6カ月以上の療養と分かる医者の証明書等と併せて、 ・直近6カ月分の医療費などの領収書のコピー
主たる家計支持者の別居による控除	家計支持者が単身赴任などの理由で別居している場合	下記のうちのいずれか一つ ・給与支払者の発行する単身赴任証明書 ・単身赴任先の住民票の写し ・住所の記載がある最新の公共料金支払いの領収証のコピー
火災・風水害・盗難等の被害による控除	被害のため支出の増大や収入の減少で、著しく困窮状態におかれると認められる場合	・り災証明書 ・盗難届提出証明書 と併せて ・被害により生じた実費を証明する領収証のコピー

【参照3】

令和4年以降に就職または転職した場合（自営業としての起業も含む）は、該当する下記のいずれかひとつを③と一緒に提出してください。

	発行元	③の補足書類として添付する書類
自営業	税務署	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（控え）のコピー ・申告内容確認票の写しのコピー
給与所得者	現在の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票 ・年収見込証明書 ・月収証明書 ・給与月額証明書（社会保険料の明記があること）

令和4年以降に退職や失業をした場合は、該当する下記のいずれかをひとつを③と一緒に提出してください。

	発行元	③の補足書類として添付する書類
退職者	退職時の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・退職証明書 ・退職金支給証明書
退職予定者	退職予定の勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・退職予定証明書 ・退職金支給予定額証明書
失業中	公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証のコピー ・ハローワークカードのコピー

生活保護受給者の場合は、下記の書類のどちらかを③と一緒に提出してください。

	発行元	③の補足書類として添付する書類
生活保護受給者	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書（受給額の記載が必要） ・生活保護決定通知書

失業などで無職（無収入）状態のため収入把握が困難な場合は、「1カ月の生活費申告書」（当事務局指定の様式）を作成して提出してください。

同一生計者の中に、年金・恩給・障害年金・遺族年金を受給している方がいる場合は、受給額が確認できる書類のコピーを追加資料として提出してください。

	発行元	③の補足書類として添付する書類
各種年金としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金 ・老齢基礎年金 ・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 ・寡婦年金 ・厚生年金 ・老齢厚生年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金 ・企業年金など 	日本年金機構など	振込通知書など

【参照3の続き】

主たる収入以外に副業での収入がある場合は、令和5年度（令和4年分）市県民税所得課税証明書を追加資料として提出してください。

5. 選考方法

アメリカの大学への進学意欲があり、かつ経済的理由により援助が必要と認められる方を提出書類による書類選考で採否を決定し、応募者全員に採用の可否を文書にて通知いたします。

6. 採用後の流れ

(1) 採用された方には「採用決定通知」と一緒に「給付奨学生契約書」を送付します。この「給付奨学生契約書」には、奨学生本人が署名し、「採用決定通知」に記載している期限までに提出してください。

※期限までに提出がない場合、採用が取り消されますのでご注意ください。

(2) ブリッジ・プログラムの第5学期の修了時に大学発行の修了証と一緒に「ブリッジ・プログラムで学んだこと、この後の進学先で学ぶこと」をまとめたレポート（同内容で英文と日本語の両方での作成）をご提出いただきます。

※このレポート（英文）は在福岡アメリカ領事館に活動報告書として提出します。

7. 応募先

米海軍佐世保基地内大学就学実行委員会事務局
(佐世保市企画部 文化国際課内)

応募先住所： 〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号

※郵便での応募の場合、封筒の表に「ブリッジ・プログラム給付型奨学金」とご記入ください。

すべての提出書類は採否に関わらず、原則としてお返しいたしません。